等級ごとの職員数について（平成30年4月1日現在）

行政職給料表

級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合　計		内　訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職　名	（人）	（人）	（%）	段 階
1 級	定型的な業務を行う職員	28	13．0	主　事	16	66	30．6	係員級
				保　育　士	10			
				栄　養　士	1			
				教　諭	1			
2 級	主任、困難な業務を処理する主事の職務	38	17．6	主　任	38			
3 級	係長、困難な業務を処理する主任の職務	45	20．8	係　長	45	45	20．8	係長級
4 級	課長補佐の職務	30	13．9	課長補佐	30	68	31．5	課長補佐級
5 級	企画監、主幹、困難な業務を処理する課長補佐の職務	38	17．6	企　画　監	4			
				主　幹	18			
				課長補佐	16			
6 級	理事、参事、支所長、総務課長、次長、課長、局長、所長、館長、園長 高度な業務を処理する企画監の職務	37	17．1	参事兼支所長	2	37	17．1	課長級
				総務課長	1			
				次　長	1			
				課　長	22			
				局　長	1			
				所　長	5			
				園　長	4			
				会計管理者	1			

※ つるぎ町職員の給与に関する条例第5条第2項の規定による、級別標準職務表において級を決定されない職員（ 特別職職員、企業職職員［病院職員］、技能労務職員、その他臨時職員 ）を除く。

※ 再任用短時間勤務職員　2級9名